

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和8年6月30日

秋田市長 沼谷 純

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所

名称 株式会社ヤマダホールディングス

代表取締役 山田 昇

住所 群馬県高崎市栄町1番1号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名称 (仮称) Tecc LIFE SELECT秋田店

所在地 秋田市八橋南二丁目4番6号外

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 6,643㎡

変更後 9,077㎡

イ 大規模小売店舗の配置に関する変更

駐車場の位置および収容台数

駐車場の位置は縦覧に供する関係書類のとおり

	駐車場①	駐車場②	駐車場③	合計
変更前	241台	118台	—	359台
変更後	142台	44台	4台	190台

ウ 大規模小売店舗の運営方法に関する変更

駐車場の自動車の出入口の位置

出入口の位置は縦覧に供する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

(1) および(2) 令和9年2月26日

(3) 令和8年6月26日

(5) 変更理由

店舗面積増床のため

2 届出年月日

令和8年6月25日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和8年6月30日から同年10月30日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由